

初めての中国輸出 ⑤中国の輸入制限

チャイナ・インフォメーション 21 笥武雄

中国向け輸出には食品・薬品類、中古機械電機製品や廃棄物原料等のように中国政府の事前輸入許可、登記・登録等が必要な場合があり、また中国の政治・経済・文化・道徳に有害な印刷物、写真、データ等、中国内への持込が禁止されている物品もある。また、中国内販売商品については所定の中国語ラベル貼付、認証・説明表示等が求められる。

1. 中国への持ち込みが禁止されている主要な物品¹

- ・各種武器、武器の模倣品、弾薬と爆発物
- ・偽造された貨幣、偽造された有価証券
- ・中国の政治・経済・文化・道徳に有害な印刷物、フィルム、写真、レコード、テープ、ビデオ、コンピュータに保存された各メディアやその他の物品
- ・各種劇薬、毒薬、アヘン、モルヒネ、ヘロイン、大麻、その他習慣性の麻酔・向精神薬
- ・生の果物、ナス科の野菜、生きている動物（犬・猫以外）、動物製品、動植物の病原体・害虫とその他の有害生物、動物死体、土壌、遺伝子組み換えを行った生物素材、動植物の疫病が流行している国・地域の関係する動植物および製品、その他の検査が必要な物
- ・人や家畜の健康を害するもの。疫病流行地域から来たもの、その他疫病を運ぶ可能性のある食品・薬品、あるいはその他の物品

2. 中国政府の事前承認等が必要とされる主要な物品²

(1)中国商務部の自動輸入許可証が必要なもの

中国商務部「自動輸入許可管理貨物目録」に定められる物品で、従来例としては肉類、牛乳、粉ミルク、大豆、植物油、銅、鉄鉱石、精製油、鋼材等が挙げられる。

(2)一般輸入許可証管理物品

中国商務部「中国輸入許可証管理貨物目録」に定められる物品で、従来例としては化学工業設備、農業機器、印刷機器、船舶、電力・電気設備等が挙げられる。

(3)輸入数量一般割当管理物品

中国商務部から翌年分の割当管理品目と輸入制限総量が公布され、期限内の割当申請が求められる。従来例では、石油製品、羊毛、アクリル繊維、木材、ベニヤ板、天然・合成ゴム、タイヤ、シアン化合物、農薬、砂糖、化学肥料、木材パルプ、タバコ製品・フィルター、綿花、植物油、酒、ABS樹脂、炭酸飲料、化学繊維等が挙げられる。

(4)指定業者に輸入が限定されている物品

- ・国営商社に限定：化学肥料、原油、製品油、砂糖、タバコ、綿花、一部食料品等
- ・指定商社に限定：天然ゴム、ベニヤ板、羊毛、アクリル繊維、鋼材等

3. その他、中国向け輸出が難しいもの

- ・輸入申告書に中国税関登録番号（CRコード登録）、貨物品目コード番号（HSコード）の記載がないもの（ただし、中国税関の認めた旅行手荷物、郵便物等の個人物品を除く）
- ・りんご、梨以外の生果物、生鮮野菜類。牛、鶏、豚・家禽肉類・畜産物、海産物類の食品お

よび加工品、米、生の鶏卵類、その他検疫が必要と判断されるもの。

- ・東北大地震福島第一原発事故発生に伴い、日本から輸入するすべての食品類に対して、従来の輸入許可、検疫証明等に加えて、以下の特別措置が実施されている³
 - (1)福島、栃木、群馬、茨城、千葉、宮城、新潟、長野、埼玉、東京の10都県産のすべての食品の輸入停止
 - (2)上記10都県産以外の産地であることを証明する産地証明書
 - (3)上記10都県産以外を産地とする野菜及びその製品、乳及びその製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品に対する放射能測定検査証明書
- ・中古機械電気製品や廃棄物原料、中国強制認証(CCC)、食品安全認証(CS)マーク、国家標準(GB)規格等、特に中国政府の輸入許可、国内販売の行政許可、品質規格基準が強制適用されるもので、中国政府から承認、認証取得されていないもの
- ・食品、医薬品、化粧品、健康食品、化学品、危険品、電家製品(パソコン等を含む)等。特に個人物品を除く食品、医薬品、化粧品類の中国輸入に関しては、事前の商品とメーカーの審査登録、製造工程や製造施設審査、取扱責任者名登録等の事前手順が必要とされ、さらに中国内販売の流通販売許可、販売店経営許可等、それぞれ業種・商品別に政府管理当局の許可取得が義務付けられているものもある。これら事前手続きが必要かどうか判断のつかないものについては十分な調査と対策が必要である⁴。

4. 所定の中国語ラベル貼付、認証・説明表示等

中国「製品品質法」、「製品表示記載規定」等の関連規定にもとづき、中国に輸入販売する商品には所定のサイズ、フォント、デザインマークで印刷された中国語ラベル表示が要求される。名称、原産地、製造・輸入販売業者名・所在地、製造日、品質保証期間、保存条件、正味容量、重量、成分、国家品質基準合格認証マーク等、商品種類により表示内容、方法の規定が細かく異なるため、中国政府主管部門への事前確認が必要である。

中国市場では、品質監督局や衛生局等の監督官庁による流通商品の随時抜き取り検査、登録品の定期検査のほか、工商行政管理局による店頭販売商品の許可証、ラベル検査などが随時実施されており、個人携帯等で持ち込まれた無許可商品や、ラベル表示等の無い不格外国製品はその場で棚から下ろされ、販売停止となる。場合によっては、販売品のリコールや回収・返金命令を受ける場合もある。

以上

本レポートの目的は情報の提供であり、何らかの行動を勧誘するものではありません。本レポートに記載されている情報は、執筆者個人が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ご利用に際してはお客さまご自身でご判断くださいますようお願いいたします。本レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本レポートの無断転載・複製を禁じます。

¹ 入国時に税関申告が必要とされる「紅色通道」を通らず、申告不要の「綠色通道」で制限品の持ち込みが発覚した場合等で、故意の隠匿、偽装等、悪質行為(脱税・密輸)と認められれば処罰対象ともなる。

詳細については北京首都国際空港ホームページ「税関検査に関する注意」をご参照されたい。

<http://jp.bcia.com.cn/server/notice/custom.shtml>

² 詳細については日本貿易振興機構(ジェトロ)ホームページ資料をご参照されたい。

http://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/cn/trade_02/pdfs/cn_PDF1_2B010_imp_item.pdf

https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/trade_023.html

³ 最新の詳細情報は農林水産省ホームページに掲載されている。

⁴ 特に医薬品等、輸入許可取得の困難なものについては、現地生産、技術提携、現地梱包・ラベリング等の対策が必要と思われる。